

別紙新旧対照表 7

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律等の施行について（平成15年6月30日付け15生畜第2139号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等の製造設備、検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織について農林水産大臣が行う検定を受けなければならないこととされた（法第7条第4項）。</p> <p>なお、この検査は、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）に関する検査の専門機関である<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）が行うことが効率的な登録の実施に資することから、<u>センター</u>の調査により登録の基準に適合することが認められた場合には、この結果に基づいて登録できるとされた（法第7条第4項、第10条）。</p> <p>ウ アの登録を受けた特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造をしたときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が当該特定飼料等製造業が製造したものであることを示す表示を付することができることとされるとともに、当該表示が付されている特定飼料等については、<u>センター</u>が行う検定に合格したことを示す特別な表示が付されていなくても販売することができることとされた（法第5条第1項、第16条）。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等の製造設備、検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織について農林水産大臣が行う検定を受けなければならないこととされた（法第7条第4項）。</p> <p>なお、この検査は、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）に関する検査の専門機関である<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）が行うことが効率的な登録の実施に資することから、<u>検査所</u>の調査により登録の基準に適合することが認められた場合には、この結果に基づいて登録できるとされた（法第7条第4項、第10条）。</p> <p>ウ アの登録を受けた特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造をしたときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が当該特定飼料等製造業が製造したものであることを示す表示を付することができることとされるとともに、当該表示が付されている特定飼料等については、<u>検査所</u>が行う検定に合格したことを示す特別な表示が付されていなくても販売することができることとされた（法第5条第1項、第16条）。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

ア (略)

イ 登録の申請に当たっては、実費を勘案して、改正令による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「施行令」という。)において定められた所定の手数料を国(センターの調査についてはセンター)に納付することとされた(施行令別表)。

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 特定飼料等の検定を行う者をセンターに限定することとされた(法第5条)。

イ (略)

(3) (略)

4 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 登録の申請に当たっては、実費を勘案して施行令において定められた所定の手数料を国(センターの調査についてはセンター)に納付することとされた(施行令別表)。

5~7 (略)

ア (略)

イ 登録の申請に当たっては、実費を勘案して、改正令による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「施行令」という。)において定められた所定の手数料を国(検査所の調査については検査所)に納付することとされた(施行令別表)。

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 特定飼料等の検定を行う者を検査所に限定することとされた(法第5条)。

イ (略)

(3) (略)

4 規格設定飼料の製造業者の登録制度について

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 登録の申請に当たっては、実費を勘案して施行令において定められた所定の手数料を国(検査所の調査については検査所)に納付することとされた(施行令別表)。

5~7 (略)